

## 大阪広域環境施設組合規則第6号

### 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第13条 [略] 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を <u>通じ</u> 4時間（当該介護休暇と要介護者を異 にする介護時間の承認を受けて勤務しない 時間がある日については、当該4時間から 当該介護時間の承認を受けて勤務しない時 間を減じた時間）の範囲内とする。  (介護時間)	第13条 [同左] 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を <u>通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の</u> <u>時刻まで連續した</u> 4時間（当該介護休暇と 要介護者を異にする介護時間の承認を受けて 勤務しない時間がある日については、当 該4時間から当該介護時間の承認を受けて 勤務しない時間を減じた時間）の範囲内と する。  (介護時間)
第14条 [略] [2 略] 3 介護時間は、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ、1日を <u>通じ</u> 当該各号に定める時 間（職員の育児休業等に関する条例（平成 27年条例第22号）第22条第1項に規定する <u>第1号部分休業</u> の承認を受けて勤務しない 時間がある日については、2時間から当該 <u>第1号部分休業</u> の承認を受けて勤務しない 時間を減じた時間（第2号に掲げる場合で あって、当該時間が同号に定める時間を超 えるときは、同号に定める時間）の範囲内	第14条 [同左] [2 同左] 3 介護時間は、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ、1日を <u>通じ、始業の時刻から連</u> <u>続し、又は終業の時刻まで連續した</u> 当該各 号に定める時間（職員の育児休業等に関す る条例（平成27年条例第22号）第22条第1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務 しない時間がある日については、2時間か ら当該 <u>部分休業</u> の承認を受けて勤務しない 時間を減じた時間（第2号に掲げる場合で あって、当該時間が同号に定める時間を超

とする。 [(1)・(2) 略]	えるときは、同号に定める時間)) の範囲内 とする。 [(1)・(2) 同左]
---------------------	---

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定は、令和7年10月1日から適用する。